

## 2. 1993年度 第5回理事会

- ◎日時 1993年10月 3日  
◎場所 北海道網走郡女満別町役場第一会議室  
◎出席者 相川 安孫子 磯辺 岩本 大沼 大野 嘉田 交野 河村(能) 黒崎 酒井 杉岡  
高橋(明) 徳野 鳥越 長谷川(彦) 東 細谷 松岡 松田 安原 山本(正) 吉沢 米沢  
若林 渡辺正 北原(事務局)

### 報告

- 1 1993年度事業報告・会員動向 総会に同じ
- 2 会計報告 総会に同じ
- 3 研究委員会報告(河村研究委員長) 総会に同じ
- 4 国際交流委員会報告(松田委員・ARSWG組織委員) 総会に同じ
  
- 5 年報編集委員会報告(吉沢委員)および機関誌改革に対する提案(長谷川委員長)  
年報29号について、次の報告がありました。 (1)直前に1名の掲載辞退があった。  
(2)あと1名の健康状態がすぐれないため、現時点で原稿が出ず(4日に提出された)、  
年報の発行が例年どおり大会に間に合わず、陳謝したい。 (3)機関誌改革については、  
創刊するジャーナルを重視するもの、大会中心に編集した従来の年報編集を改め、単行  
本としての独自の企画性を重視するものなど多彩な議論が交わされ、調整のすえ総会報  
告「9」にみるような提案にまとめられた。
  
- 6 終身会員制度および該当者についての提案(会長[代理])  
以下の提案があり議論したが、結論は出ず、継続審議とした。①「規約第14条」とし  
て次をつけ加える。「本会に終身会員をおくことができる。終身会員は理事会の議をへ  
て総会において承認する」。②「申し合わせ」として次をおく。「一 終身会員の資格  
要件 (一)大会開催年度中に75歳に達した(または達する見込み)会員であり、(二)  
過去20年以上にわたり会費を完納している会員。 二 終身会員の処遇 終身会員は会  
費の納入免除を受けるほかは、従来通り、一般会員と同等の扱いである。 三 移行措  
置 本規約の施行以前に退会を申し出ている会員については、上記の資格要件に準じ、  
別途考慮する」。
  
- 7 理事改選方法についての提案(会長[代理])  
以下の会長提案を承認した。理事会運営に支障をきたすおそれがあるので、移行措置  
として、(1)昨年の決定にしたがい現会長任期は今期1年限りとし、いご理事任期と会長  
任期を一致させる、(2)理事選出規定の「連続して3期以上不可」は、総会が選出する理  
事10名には適用せず、理事が指名する理事10名にのみ適用する。
  
- 8 1994年度事業計画についての提案 総会に同じ
- 9 1994年度予算案についての提案 総会に同じ
- 10 総会準備について

時間不足のため以下を事務局に一任することにした。議長選出、議題の整理と確認、理事投票方法確認、選挙管理委員候補選出、など。

11 学術会議関係報告

総会に同じ